#### SURE 静岡大学学術リポジトリ Shizuoka University REpository

自由貿易体制の構築と冷戦の始まり:試論的考察 (橋本誠一先生退職記念号)

メタデータ	言語: ja
	出版者: 静岡大学人文社会科学部
	公開日: 2022-09-08
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 鈴木, 宏尚
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00029117

口

だろうか。

第二次世界大戦後の国際経済秩序である自由貿易体制と政治・軍事秩序である冷戦は、

どのように関連していたの

はじめに

## 自由貿易体制の構築と冷戦の始まり 試論的考察

木 宏 尚

鈴

I M F ト)を基礎とした自由貿易体制は冷戦における西側=自由主義陣営の国際経済体制であるというものであろう。 この問いに答えることはそれほど簡単ではないが、さしあたり二つの答えが考えられるだろう。ひとつの答えは、 ッパ、日本など西側陣営はこのIMF=GATT体制により経済繁栄を享受した。 (及び世銀) とGATTは (国際通貨基金)及びIBRD(国際復興開発銀行/世界銀行)とGATT(関税及び貿易の一般協定/ガッ 「最も重要な自由主義国グル ープの経済体制を支える支柱」であり、アメリカ、 西ヨ I M 1

世界

がパックス・アメリカーナと言われる所以である。

である。 もうひとつの答えは自 維持に貢献し、 第二次世界大戦中から終結直後の時期、 冷戦期には核兵器を含む軍事力によって、 ·由貿易体制 も冷戦もともに圧 アメリカはその圧倒的な経済力によってIMF=GATT体制 倒 的 なパ ワー 西側同盟諸国に共産主義からの安全を提供した。 を持つアメリカが支えた秩序であったということ 後

以上二つの暫定的な答えは、 冒頭に掲げた自由貿易体制と冷戦がどのように関連していたかという問 に

必ずしも答えてはいない。

からアメリカとイギリスの主導で構築された。 経済秩序は、 さらに、そもそも自由貿易体制は冷戦の文脈からつくられたものではない。よく知られているように、 ブレトンウッズ協定にも署名している。 世界恐慌後の通貨切り下げ競争、 当初はソ連も自由貿易体制のメンバーであったのである。 そして、 ブロック経済化が第二次世界大戦の経済的要因となったことへ ソ連は戦時 「大同盟」の一員としてブレトンウッズ会議 の 0) 12 反省 玉

じ る。 ③ 義陣営側の このように考えると、そもそも「冷戦以前」 本稿 はこのような問 国際経済体制となったのか、 題意識にたって、 冷戦の開始は自由貿易体制にどのような影響を与えたのか、 戦後の自由貿易体制の構築過程に冷戦の始まりがどのように関連して に構築が開始された自由貿易体制が、 V つ、 V かに して西 という問 側 自 が 由 主

制とい M う呼 F 称はよく聞くが、 世銀やGATTの成立とその後の展開を扱った研究はすでに多く存在する。 それぞれの研究は別個に行われることが多く、(4) 両者を総合的にとらえた視角 しか Ι M F  $\parallel$ から G A T T 体 0 研究

たの

かを豊富な先行研究に依拠して検討するものである。

は

ほとんどない。

最後に自由貿易体制

の構築と冷戦の関連について試論的な考察を試みる。

ると考える。

稿もそのような試みとして位置付けられよう。

ズ体制とも言われる。 M F | F 復興と殊に発展途上国 制 ば 世銀とGATTが自由貿易体制 GATT体制またはIMF及び世界銀行の設置が決まった連合国通貨金融会議が開かれた地名からブレト に対 為替の安定のため 本稿 は 戦後、 [の経済 Ĭ のIMFと国際貿易のルールであり、 M F Ι 0 |開発・発展に、 世 M F は 主 に 銀 の両輪であり、 の設立からGATT 「世界経済のスタビライザー(安定装置) またGATTは世界貿易の成長のために共に貢献した」。 自由貿易体制について考えるにはこれらを総合的に扱う必要が の成立まで 貿易自由化を推進するGATTを基礎とするため、 'の過程 を連 続性 の相で捉える。 として、世界銀行は戦後経済 戦 後 すなわちI の自 由 貿易体 ゥ 'n Ι あ Μ 0

設立 同盟を維持しつつ英米主導で自由貿易体制の構築が開始されたことを確認する。 期を対象とし、 本稿は、 冷 大西洋憲章が発表された一 戦の始まりとITO設立交渉の難航という状況のなかでGATTが成立していく過程を検討する。 次のような構成で議論を進める。 九四 年か まず第一 ら I T O 節では、 (国際貿易機関) 第二次世界大戦後の平和の の 設立が 第二節では、 流 れた一 ブレ 九五〇年前 ために英米ソの トンウッズ機関 後 ま 戦 で 嵵 0) 大 0 時

体制 玉 際関 も非 .係史研究に 戦の文脈 で構築が開始されたものが、 おける近年 の動 向として、 冷戦と非 冷戦の構成要素のひとつとなっていくという側面 冷戦の境界をさぐるというも の が 見ら れるで を持っており、 戦後 0 自 由 本

## 一 ブレトンウッズ会議再考——英米ソの観点か

### (一) 自由貿易による平和

本は、 株価 的要因になったのである。 り下げ競争によって世界貿易は縮小していく。 を創設した。 げ競争の先駆けとなった。 させたスムート=ホーレー関税法によって、 く知られている。 第二次世界大戦後の国際経済秩序である自由貿易体制が、 護主義を打ち出 ソ連が、 の暴落で始まった世界恐慌に直面して、 自給自足的な経済圏の獲得を目指して対外膨張に進んだ。 そして日本の真珠湾攻撃によってアメリカもこれに参戦することとなる。 フランスもイタリア、ベルギーなど五か国と金ブロックを形成した。こうしてブロック経済化と通貨切 それは第一に、 為替平衡勘定の設定によってポンドを切り下げた。イギリスのポンド切り下げは 一九三九年、 さらにイギリスは、 第二次世界大戦の反省に基づいて構築された。一九二九年にニュー 英仏とドイツによって第二次世界大戦が開始され、 高関税へ舵を切った。これに対し、イギリスは一九三二年に輸入関税法 主要各国は保護主義的な政策をとった。 その結果、 同年八月から七月にかけてオタワ会議を主導し、 自国市場や海外植民地が十分でないドイツやイタリア、 アメリカとイギリスの主導によって構築されたことは 保護主義的なブロック経済が第二次世界大戦の経 アメリカは、 四一年、 英連邦特恵関税制度 独ソ戦 九三〇年に成 3 通貨切 ・クに 0 お り下 Н

させることを考えた。 国務長官コーデル・ハルはこうした状況を見て、アメリカの保護主義的な対外経済政策をリベラルなそれに転 ル は第 次世界大戦から、 自由貿易が平和に つながるという考えを持つに至ったという。 換

は次のように回想している。

商

及び原料の均等な開放がなされるよう努力する。

第五

に

両者は、

玉 か 減少するという意味での貿易自由化により、 をもたらすと私は思うようになった。もちろん、その他の多くの要因も関係してはいるものの、 教義を確信するに至った。その時以来、 されるという点であった。そして一九一六年になるころには、国務長官としての一二年の任期中一貫して信奉した ことはできないということに気づいた。 れると考えるようになったのである。」 の生活水準が上がっていくようになれば、 四年に戦争が起きた時、 私の心には二つの点が強く刻まれた。・・・ ・・・戦争は往々にして大なり小なり不公正な経済的競争により引き起こ 自由貿易は平和をもたらし、 戦争の元となる経済的不満が除去され、 外国に対して極端な羨望をいだいたりすることがなくなり、 高関税や貿易障壁や不公正な経済競争 通商と戦 恒久的平和を達成する礎が 争・平 袙 差別や障壁が漸 の問題 すべて 次

章には ズベ アメリカは一九三四年、 ルト 「自由貿易による平和」 米大統領とチャーチル英首相が会談し、 互恵通商法を成立させ、 の理念が次のようにうたわれている。 大西洋憲章として知られる英米首脳共同宣言が出された。 保護主義からの転換をはかった。そして、一九四一年八月、 大西洋 П 1

たるとを問わず、 第四に、 両者 また戦災 [アメリカとイギリス] 勝国たると敗戦国たるを問わず、すべての国に対して、その経済的繁栄に必要な世界 は、 その現に存する義務に対して正当な尊重を払いつつ、 大国たると小 通

改善された労働条件、 経済的進歩及び社会保障をすべての者に確保するため、 すべての国 一の間

7

メリカの自由貿易体制構想は、

戦後の平和のためであるとともに、

イギリスの特恵関税を解体し、

アメリ

カの

市

の、経済的分野における完全な協力をつくりだすことを願望する。

恵的 大のための具体的方策を求めて」協議を始めることが決定された。 目標として掲げることによってイギリスが多角主義を受け入れる形となり、 定七条において英米が「国際通商上のあらゆるかたちの差別待遇を撤廃、 か な関係により大英帝国を維持したいイギリスとの対立があった。 し、この第四条の裏には、 戦後に自由・無差別な国際経済秩序の構築を目指すアメリカと、 結局この問題は、 関税その他の貿易障壁を低減すること」 英米政府は 一九四二年の英米相 「早期に生産 英連邦諸 貿易 互. 国との特 一援助協 用拡 を

創設につながっていく。 場を拡大するというアメリカ自身の利益を追求したものでもあった。 という理念 理想主義と言ってもよい しかし、 この 「自由貿易の理想主義」 ーは、 その後、 は、 IMFと世界銀行、そして国際貿易機関 各国の利益のぶつかり合いという国際政治の現実 大西洋憲章に見られる「自由貿易を通じての平 I T O の

#### (二) 英米の抗争

に翻弄されていくのである。

議が 開 九四四年七月、 所かれた。 会議 アメリカのニューハンプシャー州ブレトンウッズで連合国通貨金融会議、 には連合国 四 远 か 国の代表が集まった。 通称ブレトンウッズ会

7 ゙゙メリ カの構想の下、 自由 無差別 多角を理念とする自由貿易体制が構築されることとなり、 ブレトンウッズ会

うまでもなく前者が

IMFであり、

後者が世銀である。

議では トンウッズ会議では、 Ι M F及び世 界銀 行 が よく知られているようにIMFの設立に関してアメリカ案とイギリス案が対立した。 創設されることとなる。

世

基本的には 国際通貨バンコールを創設 界的に著名な経済学者ジョン・メイナード・ 他方で、 国 米財務次官ハリー・デクスター・ 一内金融政策で対処し、 Ĺ 信用創造によって融資を行う国際中央銀行のような機関を創設するというものであ 基金は小規模の融資を行うというものであっ ケインズを代表とするイギリス案(ケインズ案) ホワイトが作成したアメリカ案 (ホワイト案) た は、 国際清算同 国際収支危機 は

景気 第一に国内経済問題を自由に処理しつつ、 収支黒字国であり、 ば 生じたものであった。 廃した国 国内経済の停滞をもたらすため、 のような英米の相違はそれぞれが国際収支赤字国を想定しているのか、 完全雇用を考慮していた。 8 将来開 国際収支問題は基本的に国内引き締めで解決するものであるとされた。ただし、 発 イギリスは自らを国際収支赤字国と想定した。 の希望がある国に対して復興と開発の長期金融を創設しなければならないと述べている。(ヒン ヘンリ 大規模融資を行う国際金融機関を構想したのであった。 国際的に自由な通商を行うための為替制度を作らねばならず、 ĺ モーゲンソー財務長官は、 もし、 演説において、 黒字国を想定しているのかという点から 国際収支赤字に国内引き締めで対 完全雇用 一方でアメリカは の確 アメリカも 保の 第二に戦 た /処す 国

在り方をめぐる英米の抗争は、 う点では ブレトンウッズ機関の設立過程でまず浮き彫りになるのは、 致しなが 5 それをより自国に有利なも アメリカの圧倒的なパ Ŏ ワーを背景として、 にしようとする英米の対立であった。 「自由貿易による平 アメリカ優位で妥結する。 和 の ための ブ 国際機関 1 ン を創設すると ズ機関

同盟一

の介入を想定しており、 国際通貨制度を構想する段階で、 ソ連のような国家統制経済と英米の構想は一定の親和性を持ってい アメリカもイギリスも何らかの 国際的知 統制と完全雇 用のための 国家の経

以上のように、 大西洋憲章からブレトンウッズ会議において特徴的であったのは、 英米の抗争であったが、 戦時大

角をなすソ連は自由貿易体制の構築にどのように臨んでいたのだろうか。

## (三) ブレトンウッズ会議とソ連

ワイトはソ連や共産主義に対してシンパシーを感じていたということも指摘されている。(ド) 構想の原則主義的態度に加えて、 問題にならなかった。にもかかわらずソ連にイギリスと同等資格の参加を認めたホワイトらの姿勢には「安定基金 態度にも現れていた。 ズで合意されたIMFにソ連の参加を求め、 の下、 わず全世界的な領域を覆う普遍的な構想であり、そこには共産主義諸国も含まれていた。この「自由貿易の普遍主義 アメリカが掲げた世界経済における「多角性の確保」という主張は、その視野と規模において枢軸国と連合国を問 ソ連は、ブレトンウッズ機構と将来の多角的貿易の調整に参加することを期待されていた。それはブレトンウッ アメリカにとって、また連合国経済にとって対ソ貿易は規模からすれば戦時から戦後にお 戦時大同盟の外観を誇示しようとする、 かつソ連に、イギリスと同額程度の安定基金拠出金を認めたアメリカの 強い政治的配慮が投影していた。また、 7

七月の会議に代表団を派遣した。

ソ連が欲していたのは、

IMFへの参加よりも世銀からの融資であった。

ソ連は戦

に先立つ一

九四

|四年四

月に発表された

ソ連もまた、

国際通商協力のための組織をつくるという西側の提案を支持していた。ソ連は、

「国際通貨基金設置に関する専門家の共同声明」

に対して好意的な反応を示し、

ブレトンウッ

ズ会議

後に 戦 勝 国となるが その被害が甚大だったからである。 そして世銀から融資を受けるにはI M F に 加盟 れ

ならなか

っ

うとして、財務省内で検討されていた巨額の対ソ借款をほのめ トを考慮していると伝えていた。さらに、モーゲンソーとホワイトはブレトンウッズ会議でのソ連の妥協を引き出 年六月時点でのソ連の拠出額は七・三六億ドルと考えていたが、その後の協議でホワイトは拠出額全体の一〇パ どと主張していた。 除外すべきである、 ŋ た。 間では、 一財務省は、 その後も、 新たに算出する金は対象から除外すべきである、 ①金の拠出比率は一 Ι M F ソ連との間では、 特別扱いを要求するソ連に対して、モーゲンソーやホワイトは寛容であった。 ③基金から引き出されるルーブルはソ連からの財・サービスの購入にのみ充てるべきである、 へのソ連の参加を想定し、 五. パーセントを主張するが非占領地域となった諸国は七・五パーセントとすべきであ 一九四四年 一月から五月にかけて再度一連の会議がもたれていた。 一九四三年の五、六月の各国協議 ②ルーブルの為替相場は基金による為替平価 かした。 の間、 ソ連とともに独自に協議 アメリカ側は一 . の規 九四三 セン して か な 5

各国の大きな関心事になったのである。 各国にどう基金の出 どのくらい負担し、 アメリカがブレトンウッズ会議を主導し、 **|資額を割り当てるかだった。** 利益をどのくらい得るのかということを追求していた。 戦後の国際経済秩序のあり方を決定する一方で、 割当額-コストに比例してIMFでの投票権が決定されたため、 したがって、会議で問 他の参加国 題に は た

八三億ドルとして、 Ι Μ F 0) 出資に 0 アメリカ二五億ド V て米財務省が国民所得、 ル イギリスはアメリカの半分、 玉 [際投資、 ĸ ル残高を勘案して作成 ソ連と中国が三位と四位とされ した案では、 割当額 総額

ぞって多くの割当額を主張した。 なかでアメリ **^カの割り当ては二七·五億ドル、イギリス二位、** ソ連が三位で一〇パーセント程度となったが、

の割当額を差し引いた残余の額の再調整を行うことで決着した。 金の割当問題は①ソ連に一二億ドルを割り当てる、②出資額の増額はせず、総額八八億ドルを変更することなくソ トの削減を組み合わせた案のうちから望ましい選択をもとめるよう提案し、 会議の準 備過程における米ソの協議において、 ホワイトは、 ①一二億ドル案、 ソ連との合意形成をは ②九億ドルと金拠出額二五 か ~った?! 結局、 パー セ 連 基 ン

た。 さらに戦災国としての特別扱いも要求し、 連は、 七月三日、 アメリカ案の八億ドルより多く、イギリスより幾分少ない額になる一二億ドル 金の拠出額の削減を求めた。 ソ連は、 戦時大同盟の一 国として、 の拠出を主張

もそのプレゼンスを維持しようとしたのである。(3)

求めた。 ようと躍起になった。 |界銀行については、 米財務省案では、 ソ連は基金よりも少ない拠出を要求し、 IMFとは異なって、 ソ連には一二億ドルの拠出が割り当てられていたが、ソ連代表団は九億ドル以 拠出額と資金の利用が関連しないことから各国とも拠出額を少なくし さらに戦争での被害を考慮して金での拠出 上の 0 拠出 削

議の成否に影響を及ぼしかねない要因として、 資本を最初の年は二五パーセントとすべきである、 盟 さらにソ連は、 「 の 地 位について規定する協定第二条について承認できないとの立場を表明した。 戦争の惨禍を被った国は、 ①復興が完了するまで、 最後まで会議の行方を不確定なものにしていた。 と要求してきた。これらが認められない限り、 金払い込み分の これを含めてソ連の動きは会 部は猶予される、 ソ連は、 ②当初払込 拠出金等

加

反対を崩さなかっ

以内に払い込まなければならない当初払込額の二パーセントの金または米ドルについて、 セントの払込を猶予される、 終的 ソ連や非占領地域諸国 ②大戦の結果、 への 特別措置として、 と規定された。 金準備が十分に回復していないために払い込みができない これに該当する原加 盟国 は ①銀行 業務開始後五年間○・ の業務開始 原 加 盟 六〇日

銀行の定める期間までこれを延期できる、

とが 銀に対する出資額は 留保の姿勢を見せ、 一二億ドルを受け入れることで決着し、 られる。 出 えあっ 資額を増額した背後には、 のような戦災国に対する特別措置に至った経緯の詳細は明らかではないが、 たと推察され ソ連代表団 ミ九億ドルに決定された。しかし、 最後の最後まで妥協を拒んでいた。 は、 すでに触れたように ソ連が国際協力に積極的である姿勢を示し、自らの立場を強化しようと考えていたこ ソ連はブレトンウッズ協定に署名した。 一二億ド ル 突如七月二二日、ソ連代表団がモスクワからの指令に 会議は七月二一日、 の割当額に応じず、 また、 ソ連の主張を受け入れる形で、 ソ連が当初の態度を転換し、 ソ連の動きへの対処であったと考え V くつかの条項で修正、 ソ あ 世 ょ 連 Ź 銀 つ 0) て 世 は

形となり、 界経済の (のために長期融資を行う機関 レトンウッ すなわちブレトンウッズ機構は 面で第二次世界大戦後の平和の基礎となる国際機関として創設された。 ズ協定により、 IMFは国際収支危機の際に短期融資を行う国際金融機関として、 として設立された。 「大同盟」 Ι の協調により発足した、「冷戦以前」 M F と世 「銀は、 国際連合が安全保障面でそうであったように、 英米主導の構想にソ連も協力する の産物であ 世界銀

い た<sup>34</sup> こしながら、 ソ連は V Ι ったんは調印したブレトンウッズ協定を批准せず、 Μ F は 国際収支黒字国を有利に、 赤字国 [を不利に に扱 アメリカなどの催促 社会主義国 ににも [を排 か 除するように設 かわらず、 は

7

協定に参加しなか った。 Ι Μ F の ほ か にソ連 は、 世界銀行、 そしてITO憲章の作成にも参加 自由貿易体制

#### 冷戦 の開始と自由貿易体制

構築から離脱していくのである。

# 対ソ融資問題とソ連のブレトンウッズ機関からの離脱

ゲン 世 銀 前 ソ からの融資であった。 節でも触れたように、 1 は、 ソ連に対し、 また、ブレトンウッズ会議の開催準備過程における米ソの協議において、 ソ連がブレトンウッズ会議と協定によって発足した機関に参加した主要な目的のひとつは、 経済復興のための融資を示唆していた。 しかし、そうしたアメリカやアメリカ主導 ホワイトやモ の 国

機関から融資を受けるという望みは次第に失われていく。

ワイトのプランも消え去ったのである。 を経済復興に用いるというソ連の計画も 換することによって、 ツに対して懲罰的な処分を課す財務省のモーゲンソー・プランから国務省の主張するドイツ復興へとドイツ政策が 構築おける主要な部署が財務省から国務省に移っていたことに関係していた。 れには、 九四五年 モーゲンソー財務長官は辞任し、 应 月 口 1 ズベ さらにモーゲンソー・プランの破棄は、 ル だ砕い トの急死によってトルー 借款を利用してソ連との協調関係を維持していこうとするホ マンに政権が移行したことにより、 第一に、 全ドイツから賠償を取り立て、それ ドイツ政策が転換する。 自 由貿易体 ۴ イ 制

国務省は、

ソ連との関係よりも多角的自由貿易体制の構築を優先する姿勢をとった。

国務省は、

財務省が主導

打

72

34

るように、アメリカ側も対ソ

「封じ込め」

にシフトしていく。

戦コンテキスト」へ

傾斜していくなかで、

ブレ

1

ンウッズ機関

からも離脱することになる。

ちょうどこの動きと重な

れず、金利も高かった。 定したかたちとなった。 もあったが、 の保有や生産、 税 して設立され こうして、 、カが大型借款を供与するという戦略を打ち出し、これが一九四五年一二月の英米金融協定締結につながるのである。 (3) の問題も残されていたからである。 アメリカ国内では、 ブレトンウッズ協定に署名したものの、 ドイツからの賠償や西側からの融資によって経済を復興させるというソ連の思惑は頓挫し、 その動きは大勢とはならず実現しなかった。 た I 輸出入についての情報提供は、  $\bar{\mathbf{M}}$ Fに不満を持ってい 結局、 さらに、 ソ連を IM ソ連は一九四六年三月、ブレト ソ連が当てにしていた世銀か Fに引き留めるために、 国務省は、 た。 ブレトンウッズ協定は ソ連にとって国家安全保障問題とみなされ、受け入れがたいものだ ソ連とIMFの間で情報公開が問題となった。 イギリスが多角的な自由貿易体制に協力することと引き換えにアメ アメリカはイギリスとの協力を優先し、 イギリスと同様にソ連に対して融資を行うべきとの ンウッズ機関に加盟する意志はないことを表明 らの融資は、 イギリスに対して為替管理を認め、 世 .銀の資金不足により十分な額が Ι ソ連への融資を否 M Fが要求する金 さらに ソ連は 2見込ま した。<br/>(1)

## (二) 「封じ込め」の始まり

ず英ソの間 第二次世界大戦末期、 わ ゆる鉄 のカーテン演説を行った。米ソ冷戦に先んじて、 で対立が 表面化 ポーランド してい 2 の処遇をめぐって英米ソの戦時大同盟 た。 九四六年三月、 訪米したチ 英ソ冷戦が始まったのである。 ヤ 1 にも齟齬 チ ル英首相 が出始めていた。 は、 ミズー · リ 州 のフルトンで、 ま

た。3 協調 つつ あった。 そして「封じ込め」 を維持しようとしたローズベルトが急死し、 ジ ・ ケナンは長文電報やX論文で、 こうしたなか、 5 後 0 が具現化したのが、 ソ 連に アメリカの対ソ政策の基本路線となったのが よる東欧 諸 ソ連の膨張傾向を政治経済的にせき止める 国 トルーマン・ドクトリ 0 )共産: **|** ルーマンが大統領になったことで、 化 0 動きは、 アメリカにソ連に対する不信感をもたらした。 ンであり、 「封じ込め」である。 マー シャル・プランであった。 (=封じ込める) アメリカの対ソ不信は増 ロシア畑 必要性を説 0 外交官 米 ソ

義 に 援するためにギリシアと隣 0 お いて、 九四七 対決にまで拡大するなど、 トルーマ ンは 1 ルー 孤立主義的 国ト マン大統領は、 冷戦 ルコに経済・軍事支援を行うという議会演説を行った。 0 な議会を説得するために、 レト アメリ リックを駆使した。 *」*カが、 ギリシ ギリ ア内 戦 シアの内戦を、 にお い て共産主義反政府 世界を二分する自由主義と共産 このト 組織 ルー 7 と戦う政府 ン ・ ドク ŀ 側 を支

外貨 況で発表されたのが するというスピーチを行った。 機関がつくられた後も、 また、 人は枯渇 九四七年六月、 F 第二次世界大戦終結直後 イツ及び 銀行は国 3 マ マー それが想定されていたようには機能しないことが明らかになっていった。 1 |債購入を強 口 ッパ シャ シ ヤ ル・プラン」(欧州復興計 に共産主義の力が浸透し始めているという暗黙の認識と危機感があった。 アメリカ政 ル米国務長官は のヨー V 5 ñ ロッパの貿易、 「府には、 てい ハー たため貸し出しもできないような状態に陥 3 バ 1 外貨準備 口 ド大学の卒業式で、 画 ッ ۱۹ であり、 の復興はドイツの工業力の 金融は壊滅的状態にあった。 の計画には共産主義 アメリ カ が  $\exists$ П 1 っていた。 復なしに 口 |封じ込め| ッ 貿易システムは崩 ۱۹ このような状況 0 に 望 ブレトンウッズ 戦後復興 の意図が込 こうした状 上めな だけ 壊

6

れてい

72

8)

5

れていった。

用によって、

冷戦構造が形成されていく。

自由貿易体制構築の積み残しであるITO設立交渉はこのような時

こうして、

ソ連による東欧諸!

国の共産化、

アメリカによる

「封じ込め」、

マ

ーシャ

ル

プランとい

た米ソ

0

相

互.

に

進

まるなかで復興計画を含む「一九四八年対外援助法」 銀 七〇億ド 復 九四 の役割を肩代わりすることとなり、 興計画を議会にかけるが審 七 年七月、 ルの経済援助が西  $\exists$ 1 口 ッ 3 ۱۴ 1 諸国 議は難航した。 ロッパ諸国に与えられることが決まった。 はパリで会合を開き、 戦後復興におけるブレトンウッズ機関の存在意義を低下させた しかし、 は議会を通過した。 四八年二月、 復興計画を策定する。 チェコスロバキアで政変が起こり、 これにより一九四八年から 他方でマーシャル・プランによる 卜 ル 1 マ ン政 権 は 一二月、 四 年間 危機  $\exists$ 12 1 助 総 が 口 額 高 vy

なわち経済 合を生産の敵対者として孤立させ、 圧力をか プランに参加せず、 なかったが、 加など、 7 け すでにアメリカは、 ヤ ソ連に受け入れられない条件を含んでいた。 成長によって共産主義勢力を抑え込むという、 ル・プランは、 ソ連の不参加を想定していたのである。 7 1 さら同計画に関心を示したチェコスロ シ ヤ ル 西ヨ ・プランは国際的には ソ連を 10 ッパだけではなくソ連とその同盟国である東ヨーロ 分配をめぐる社会対立を緩和し、 「敵」とみなす冷戦態勢に入りつつあり、マーシャル・プランは共同  $\exists$ 1 ソ連は、 アメリカはソ連をマーシャル・プランから公的には 口 ッ ۱۹ より一般的な政策の一 バキアやハンガリーなどの東欧諸国にも参加しないように を東西に分断する一方で、 パリ会議には出席したものの、 パイの成長に対する社会的含意を促進する、 部を構成して ッパ 国内的 諸国も対象とされ 結果的には いた。 には、 共産党と労働 マー 排除 画 7 して ヤル `の参 た す 組

- 37 -

## (三) GATTの成立と冷戦

ていた。 ため 行い、 れて ブレトンウッズ会議は、 いる。6 創設された準備委員会は一九四六年一〇月、 の憲章を起草する会議を招請する決議を採択した。 この提案に基づいて翌四六年二月、 英米のは しかし実際は自由貿易のための国際制度の構築は、 協議の結果を踏まえアメリカは、 通貨制度を補完するため、 国際連合経済社会理事会は、 ロンドンに招請された。 一九四五年一一月、「世界の貿易および雇用の拡張に関する提案 それに匹敵する貿易制度の必要性を承認するものとして記録 その際、 すでに一九四三年ごろから英米両国によって進めら アメリカは国際貿易機関 その第一回会期において「国際貿易機関 主要な会議は、 一九四七年四月から一一月 Î T O 憲章草案を公表 を 0 n

フランス、 ニュ 1 ジー ルクセンブルク、オランダ、ブラジル、中華民国、 ランド、 ノルウェー、 南アフリカ連邦、 シリアの一 キューバ、チェコスロバキア、チリ、 九か国であった。 インド、レバノ

ハバナ憲章準備委員会を構成していたのは英米をはじめオーストラリア、ベルギー、

その後、一九四七年一二月にキューバのハバナでITO憲章

ため

の会議が開

かれた。

までジュネーブで開催され、

的二 ギリスは 国間交渉を受け入れる代わりに、 TO憲章草案にいたる過程で英米の論議の中心となったのは、 関 の 括引き下げ方式を主張したのに対して、 特恵関税について柔軟な対応を引き出した。 アメリカは多角的二国間交渉を提唱した。 関税引き下げ方式と特恵関税の問 題であった。 イギリスは多角

設けるなど、 は /連が TO設立交渉が開始された一九四六年はちょうど冷戦が顕在化しつつある時期だったが、 中 ソ連 玉 の参加 準備 |委員会構成国としてITOに参加することを望んでいた。 も可能なような柔軟性をもっていたが、 ソ連はロ ンドン会議に代表団を送ることはなく、 ハ バ ナ憲章 は その時点ではアメリカ 玉 家貿易の条項を

カナダ、

(ハバナ憲章)を完成する

に参加しなかったわけでもない。ソ連は、 ンは世界恐慌の再来を恐れていたので、 、ナ会議 からも離脱 した。 た。 3 ただし、 ソ連は貿易問題に関 国際貿易秩序の構築を支持していた。 対外貿易の再開を経済復興と長期的な成長の中心において 心がなかった わけではないし、 イデオ П ギ i おり、 的 反発 ス

ようにするためのレトリックだったようであるが、西側を警戒させることとなる。 このようなソ連側の批判は、 か 実際は必ずしもそうではなかったのだが、 国際貿易制度はアメリカの利益のためであり、 九四七年、 ジュネーブ会議の頃になると、 必ずしもソ連の本音だったわけではなく、 西側には冷戦の文脈に映った。 ソ連や東欧では、 アメリカの通商政策は搾取的であるとする議論が ITO設立交渉をマ 国際貿易体制を自らの経済復興に資する つまり、 ITO設立に対するソ ・ルクス ||ン主 出

の態度は、

アメリカはITO憲章の起草と平行して、

価値 が高まったと見ていた。 アム・クレイトン経済担当国務次官補は、 は資本主義的生活様式を守るためにも早急に多角的貿易システムを成立させなければならなくなっていった。(※) の中でITOの設立は容易ではないことがわかってきたからである。 :ある結果を生むことはありえないと考えていた。 彼は、 堅固な多角的 マーシャル・プランによって、 相互貿易のプログラムがなければ、一 さらに、 ジュネーブでの関税引き下げ交渉の 冷戦が始まっていくなかで、アメリカ 時的な緊急プログラムが

粋した。こうして成立したのがGATTである。 譲許表 九四七年四月から一○月にかけてジュネーブで関税引き下げ交渉が行われた。 の効力を確保するために、 各国が遵守すべき貿易 GATTの中心原則は、 通商政策上 最恵国という考えのなかに体現されるよう の主な原則とル 参加各国は交渉の結果を無効 1 ル を I T 〇憲章案か E せ

英米

小の対立

準備委員会構成国に多角的関税引き下げ交渉を呼びかけた。

0

発効によってそれに吸収されることになっていた。

けの か な無差別 の 便宜、 同 .種の生産物にも直接かつ無条件に同様の措置がとられるべきことが明記されていた。(※) 0) 恩恵、 原則であ 特権または免責を許与した場合には、 った。 これ には、 協定の締約国 が、 第三国 他 のすべての締約国で生産されたり、 で生 産され たり、 またはその GATTは、 国 またはそれ 向 げ Ó 生産 らの ITO 憲章 [々向

発の責任を負 めぎあいであった。 輸入制 TO憲章草案の起草から批准にかけて、 ハわせ、 の余地を主張した。 自由 数量制限を許容する経済開発条項が草案に挿入された。こうして交渉のなかで 無差別 さらにインドや中南米諸国、 ・多角を追求するアメリカに対し、 表に出るのは、 ソ連の脅威による西側の統合ではなく、 オーストラリアは開発の問題を提起し、 イギリスをはじめとした西欧諸 自由 各国 国は 先進国にも 雇 の利害の 差 莂 せ

九カ国とビルマ、

セイロン、

は妥協を迫られ、

ITO憲章はあいまいなものになっていく。

最終的にITO憲章には

ハバ

ナ憲章準備委員会

もト ナ憲章の ITO憲章 マーシャル・ 内の支持が下降し始めていた。 う主張も十分な説得力をもたず、 Ť O 批 成立の最大の障害はアメリカ議会であった。 (准を再び議会に要請しない旨の大統領声明が出された。 の審議が本格化するのは五〇年になってからであった。 )政権は議会を説得できなかった。 (②) プランに忙殺されていた。 アメリカ議会は伝統的に保護主義的傾向が強かったし、 南ローデシア、パキスタンの二三カ国が署名した。 また、 さらに この 四 アメリカ議会上院は 時期すでに朝鮮戦争も始まっていたが、 . 九年には NATO 九四八年春ごろになると、 ITO憲章を批准せず、 しかし、 (北大西洋条約機構) ITOは国際経済に アメリカ国内でITO 共産主義の脅威を持ち出して ハバナ会議が終了したころは 0 討 一九五〇年一二月、 議が優先され、 ル 1 ルをもたらすと に対対 玉

買った。 (6)

のだった。

イギリスも、 無差別原則に対する反対と特恵関税の維持のため、 一九五一年二月、 ハバナ憲章の批准を断念するこ

とを発表した。

あり、ITOは設立に至らなかった。アメリカの「自由貿易の普遍主義と理想主義」は後退を余儀なくされたのであっぽ) 英米の参加しないITOに意味はなく、 結局ITO憲章を批准したのは、 リベリアとオーストラリア二か国のみで

た。これはアメリカの覇権の限界を示していた。

後長期にわたって、GATTは各国間の関税引下げと貿易障壁緩和に関する多国間交渉の主要な舞台を提供すること ITOの発足が見送られたことによって、GATTが、 自由貿易を司る国際貿易のルールとなった。 そして、 その

消え去るはずだったGATTが、 対処するために、 統合することができず、各国の利害は収斂しなかった。 自由貿易のための国際制度の創設の時期と冷戦の始まりの時期は重なったが、始まったばかりの冷戦はまだ西側を そこでITOに代わってその役割を担うことを望まれたのがGATTであった。こうしてITOの発足とともに 早急に多角的貿易システムを成立させ、貿易を活発化して西側を経済復興させなければならなくな いわば冷戦によってその命を吹き込まれた。 しかし、冷戦が始まりつつあるなかで、アメリカは、 つまり「冷戦はGATTの誕生に 冷戦に 役

#### おわりに

よる戦後秩序構築の一環であった。そしてその根底には、 ベ ラル な 国際経済秩序は、 冷戦以前の時期にルーツを持つ。IMFと世界銀行の創設は、 自由貿易の 「普遍主義」(自由・無差別・多角) 英米ソの戦 لح 時大同 理 想主 12

義」(自由貿易による平和)というアメリカの理念があった。 ブレトンウッズ会議においては、 戦時中ということもあって、 対立や齟齬があっても枢軸国とい 、う共通

0

敵

うもと、

しだいに東西対立の構造が形成されていくなかで、 大同盟の協調 は維持されたと言ってよい。 しかし、 ソ連は、 残されたITOが創設される前に、 自由貿易体制構築のプロセスから離脱し、 徐々に冷戦が始まってい 大同盟は崩 壊

を見る。 しかし、 国際経済秩序の構築という面からみれば、 大同盟は、 必ずしも「冷戦」によって崩壊したとは言えない。

しろ、ブレトンウッズ会議からITOの流産までの過程で一貫して見られるのは、 英米の対立であった。 それ は

たからである。

ブレトンウッズ機関からのソ連の離脱は必ずしもイデオロギー的対立からではなく、

国益上の判断によるものであ

ルな秩序との対立であった。 帝国を維持したいイギリスと自由貿易の普遍主義を貫徹させたいアメリカの対立、 結局のところこの対立は解決できず、 ITOの流産に至る。 言い換えれば帝 冷戦の開始による 国的秩序とリベラ の

出現は西側 Ť の流産によって危機に瀕した自由貿易体制を救ったのが、 内部の対立を解消しえなかった。 冷戦であった。 GATTは、 ITOの設立交渉が

難航 するなかで、 冷戦の始まりによって多角的 な自由貿易体制 0) 確 立が急がれたことによって誕生し、 Ι Ť 0 0)

流

0

によって延命がなされた。 当初社会主義諸国も含めた普遍的なものとして構想された自由貿易体制は、「結果として」 こうしてIMF=GATT体制は成立を見るのである。 東側を排除した西 側

そのプロセス自体が冷戦の始まりの一部を構成していたといえよう。

ソ連をはじめとした社会主義諸国

が離

脱

Ľ

I M

F

GATT体制

が、

「西側

0

体制となったことは、

ア

/メリ

カ

ジーム、

Ι

M F G

ATT体制となった。

IMF=GATT体制の構築が冷戦の始まりの影響を受けたというよりは

日本や西ドイツを西側の一員として取り込み、 たものの、 掲げた自由貿易の普遍主義と理想主義が後退したことを意味していた。 ATT体制 九五○年代の末から六○年代のはじめになると西ヨーロ が機能するようになった。 自由貿易の 制 度 は確立し、その後いわば冷戦によって発展した。第二次世界大戦の 西 側 先進諸国 IMF=GATT体制は西側のレジームとしての性格を強めてい |間で貿易が拡大し、 ッパ諸国も日本も戦後復興を遂げ、 動き出 しかしながら、 した自由貿易体制は、 自由貿易の ようやくI 際 「理念」 西側 の敵国であった 先進 は後退 M 諸 F 玉  $\parallel$ G 0

繁栄 「黄金の六〇年代」をもたらすことになったのである。

[付記]本稿はJSPS科研費(課題番号:26380229)による研究成果の一部である。

注

 $\widehat{2}$ 

(1)小松勇五郎『ガットの知識』日経文庫、一九七一年、一○頁。

戦後国際経済秩序に関する古典的な研究として、リチャード・N・ガードナー

(村野孝·加瀬正一訳)『国際通貨体制成立史

英

米の抗争と協力』(上下)東洋経済済新報社、一九七三年。

- 3 筆者と似た問題意識からGATTと冷戦の関連について考察した研究として、Thomas W. Zeiler, Free Trade Free World: The Advent University Press, 2020がある。 of GATT, Chapel Hill: University of North Caroline Press, 1999, Francine McKenzie, "GATT and the Cold War: Accession Debates らに敷衍し、GATTと国際秩序の関係を論じたFrancine McKenzie, GATT and Global Order in the Postwar Era, Cambridge: Cambridge Institutional Development, and Western Alliance, 1947-1959," *Journal of Cold War Studies*, Vol. 10, No. 3, Summer 2008及びこれを2
- $\frac{2}{4}$ IMF及び世界銀行の創設についての研究は枚挙に暇がないが、主要なものとしてガードナー前掲 Press, 2008, 山本和人『多国間通商協定GATTの誕生プロセス― 成立については、Douglas A. Irwin, Petros C. Mavroidis, and Alan O. Sykes, *The Genesis of the GATT*, Cambridge: Cambridge University 年、ベン・ステイル(小坂恵里訳)『ブレトンウッズの闘い――ケインズ、ホワイトと新世界秩序の創造』日本経済新聞社、二〇一四 ネルヴァ書房、一九九九年、田所昌幸『「アメリカ」を超えたドル――金融グローバリゼーションと通貨外交』中央公論新社、二〇〇一 『世界銀行の成立とブレトンウッズ体制』同文館、一九九一年、山本和人『戦後世界貿易秩序の形成 牧野裕『IMFと世界銀行の誕生 −英米の通貨協力とブレトンウッズ会議』日本経済評論社、二○一五年など。GATTの 戦後世界貿易システム成立史研究 『国際通貨体制成立史』、本間雅 [増補版]』ミネルヴァ書房 -英米の協調と角逐』ミ

二〇一九年などがある

- 「ブレトンウッズ体制」という言葉は論者によってやや違った意味で用いられている場合がある。 れることもある をIMF体制=国際通貨体制と捉えているが、他方で「ガットは、ブレトンウッズ体制というより広い体制の一部である」と言わ . 兌換停止に端を発する固定相場制から変動相場制への移行を「ブレトンウッズ体制の終焉」という場合は、 ある者はIMFを中軸とした国際通貨体制の意味で用いている。たとえば、一九七一年の米ニクソン政権による金ド (ジョン・H・ジャクソン (松下満雄監訳) 『世界貿易機構 ガット体制を再構築する』東洋経済新報社、 ある者はIM ブレトンウッズ体制 F=GATT体制の
- 池田美智子 『ガットからWTOへ― -貿易摩擦の現代史』ちくま新書、 一九九六年、 九頁
- 益田実・池田亮・青野利彦・齋藤嘉臣編『冷戦史を問いなおす 「冷戦」と 「非冷戦」 の境界』ミネルヴァ書房、二〇一五年

 $(\infty)$  Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull, Vol.1*, New York: Macmillan, 1948,

- を参考にした。 制成立史』上、一一〇頁及び飯田敬輔『経済覇権のゆくえ― なお、このハル の回顧録は邦訳も出版されているが、抄訳であり、 -米中伯仲時代と日本の針路』中公新書、二〇一三年、 引用部分は省かれている(コーデル・ハル 四四四 —四五頁
- (9) 一九四一年八月 『現代国際政治の基本文書』上、 一四日に連合国総理大臣及びアメリカ合衆国大統領が発表した大西洋憲章として知られる原則宣言 日本評論社、二〇一三年、 四二一一四二二頁 鹿島平和研究

|健次郎訳)『ハル回顧録』中公文庫、二〇一四年)。

- 10 新井光吉 米特別な経済関係」 「アメリカの対外政策と冷戦の経済的起源 君塚直隆・細谷雄一・永野隆行編『イギリスとアメリカ 『経済学研究』(九州大学)六五巻六号、 -世界秩序を築いた四〇〇年』勁草書房、 九九九年五月、 八一頁、 Ш
- 11 ブレトンウッズ会議とブレトンウッズ機関の創設に関する記述は以下の文献に負っている。 ガードナー前掲 [国際通貨体制成立史]、

pp.81-84. 訳出に際してはガードナー前掲

MFの成立 版会、二〇一四年。 山本前掲 『戦後世界貿易秩序の形成』、 -ブレトンウッズ会議までの議論と英米交渉」伊藤正直・浅井良夫編『戦後IMF史-牧野前掲『IMFと世界銀行の誕生』、ステイル前掲 『ブレトンウッズの闘い』、 -創生と変容』名古屋大学出 伊藤正

12 小松前掲『ガットの知識』、一四頁。また、ここで言われる「完全雇用」と「自由な通商」 化 込まれた自由主義」である。 戦後経済秩序に埋め込まれた自由主義」スティーヴン・D・クラズナー編(河野勝監訳)『国際レジーム論』勁草書房、二○二○ 「埋め込まれた自由主義」については、 ジョン・ジェラルド・ラギー の両立が、後に言われるところの 「国際レジーム、 取引、 埋め

- 年
- 13 飯田前掲 『経済覇権のゆくえ』、五二頁

紀平英作

- (5) M. M. Kostecki, East-West Trade and the GATT System, London: Macmillan, 1979, p2 『パクス・アメリカーナへの道 -胎動する戦後世界秩序』 山川出版社、 一九九六年、 六五頁。
- 16 紀平前掲『パクス・アメリカーナへの道』、七五―七六頁
- 17 ステイル前掲『ブレトンウッズの闘い』、一八○頁。また一九九○年代にソ連の諜報活動の全貌が明らかになり、 Bretton Woods Conference," in Giles Scott-Smith and J. Simon Rofe, eds., Global Perspectives on the Bretton Woods Conference and the いてホワイトがソ連側の活動に関与した資料的証拠は見つかってないという(Vladimir O. Pechatnov, "The Soviet Union and the たソ連の暗号とスパイ活動』PHP研究所、二〇一〇年)。しかし、ソ連の資料を用いた近年の研究では、ブレトンウッズ会議にお エージェントであったという説もある(ジョン・アール・ヘインズ、ハーヴェイ・クレア(中西輝政監訳)『ヴェノナ ホワイトはソ連の
- Kostecki, East-West Trade and the GATT System, p2

Post War World Order, London: Palgrave Macmillan, 2017)°

32

- 19 永田実『マーシャル・プラン--自由世界の命綱』中公新書、 一九九〇年、二一一二二頁。
- 本間雅美「ソ連とブレトンウッズ会議」『経済と経営』二五巻一号、一九九四年六月、一六三頁。
- 牧野同右。

21

牧野前掲

『IMFと世界銀行の誕生』、二八五頁。

- 23 牧野前掲 『IMFと世界銀行の誕生』、二八四頁、。
- 25 24 牧野前掲 ステイル前掲『ブレトンウッズの闘い』、二九八頁。 『IMFと世界銀行の誕生』、二八四頁
- 26 牧野同右、二八五頁

牧野同右、二八六頁

29 牧野前掲 『IMFと世界銀行の誕生』、三一八―三一九頁

28 27

- 30 牧野同右、三一九頁
- 31 本間前掲 「ソ連とブレトンウッズ会議」、一六七頁
- 33 「ソ連とブレトンウッズ会議」、一六七―一六八頁。

牧野同右、三一六―三一八頁、本間前掲「ソ連とブレトンウッズ会議」、一六七頁。

- 本間前掲
- 35 34 永田前掲 浅井良夫「IMFと戦後国際金融秩序」伊藤・浅井編前掲『戦後IMF史』、序章、 『マーシャル・プラン』、二二頁 七一八頁

36

新井前掲

「アメリカの対外政策と冷戦の経済的起源」、

八四頁、

岩田賢司「ソ連のヨー

П ッパ政策

対独コンテキストから冷戦コ

ンテキストへ」石井修編『一九四〇年代ヨ ーロッパの政治と冷戦』ミネルヴァ書房、 九九二年。

- (37) 新井同右、八四—八五頁。
- (38)本間前掲「ソ連とブレトンウッズ会議」、一七○頁
- (39) 本間同右。
- (40) 本間同右。
- (41)岩田前掲「ソ連のヨーロッパ政策」。
- (42)ジョージ・F・ケナン(近藤晋一・飯田)
- 43 猪木武徳『世界経済史 (近藤晋一・飯田藤次・有賀貞訳)『アメリカ外交五〇年』岩波書店、 ――自由と平等の視点から』中公新書、二〇〇九年、六一頁
- 44 マーシャル・プランについては、永田前掲『マーシャル・プラン』、ベン・ステイル(小坂真理訳)『マーシャル・プラン

秩序の誕生』みすず書房、二〇二〇年

- 45 アンドリュー・グリン、アラン・ヒューズ、アラン・リビエッツ、 (磯谷明徳・植村博恭・海老塚明訳)『資本主義の黄金時代-―マルクスとケインズを超えて』東洋経済新報社、一九九三年、七七頁 アジト・シン「黄金時代の盛衰」S・マーグリン、 J ・ショアー
- (46)ジャクソン前掲『世界貿易機構』、一四頁。
- 丹羽克治 「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」『立教経済学研究』二八巻三・四号、 一九七四年、 五五 一頁
- (49)池田前掲『ガットからWTOへ』、五二頁。

48

ジャクソン前掲

『世界貿易機構』、

一四頁、

池田前掲

『ガットからWTOへ』、

四九頁

50 多角的二国間交渉とは多くの国々が一堂に会して二国間交渉を並行的に行い、 最恵国条項にしたがってすべての国に適用するというものである。 丹羽前掲 「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」、一五二頁 その交渉を通じて選択的に引き下げられた関税率を、

-新世界

- (5) Zeiler, Free Trade Free World, p.61, Irwin, et al., The Genesis of the GATT, p.72, McKenzie, GATT and Global Order, pp.65-66.
- (A) Kostecki, East-West Trade and the GATT System, p2.

(3) McKenzie, GATT and Global Order, pp.65-66.

- (5) Zeiler, Free Trade Free World, pp.76-77
- (3) Irwin, et al., The Genesis of the GATT, p.92
- 57 池田前掲『ガットからWTOへ』、五二―三頁。
- (8) グリン他前掲「黄金時代の盛衰」、七六頁
- 59 山本前掲 『多国間通商協定GATTの誕生プロセス』、第四章、 丹羽前掲 「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」、一五五 — 五六
- 60 池田前掲 『ガットからWTOへ』、 五二頁

61

丹羽前掲

「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」、一五九頁。

- 62 63 丹羽前掲「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」、一五九頁 ガードナー前掲『国際通貨体制成立史』(下)、五九二―五九三頁。
- (64)しかもオーストラリアは英米両国の批准を条件としていた。丹羽前掲 『ガットからWTOへ』、五一頁 「戦後世界経済の再建構想とハバナ憲章」、一五八頁、

池田前

(5) McKenzie, GATT and Global Order, p.67